

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市荒川贄川字姥原三二二番三地 先から同市荒川贄川字下反三七一番 一地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限ります。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十二月二十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年一月二十五日付 け埼玉県秩父県土整備事務所 長告示第四号及び平成二十八 年六月十日付け埼玉県秩父県 土整備事務所長告示第五号で 告示した道路予定区域の新B の一部供用開始である。 延長二九七・九〇メートル</p>